

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

贈与税は何人からいくらまで非課税なの？

Q 贈与税の非課税限度額は1年間で110万円ですが、複数の人に贈与した場合はどうなるのでしょうか？また、複数の人から贈与を受けた場合の取扱いはどうなのでしょう？

解説

一人当たり年間110万円までは贈与税は非課税となります。110万円以下の贈与額であれば、贈与税を課せられることもなければ、贈与税の申告をする必要もありません。

1. 暦年課税の贈与税の計算

暦年課税の場合、贈与税はその年の1月1日から12月31日までの1年間に、贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額の110万円を控除した残りの額に対して課税されます。

2. 複数の人から贈与された場合

基礎控除額の110万円は贈与をした人ごとではなく、**贈与を受けた人ごとに1年間で110万円となります**。例えば父から100万円、母から50万円、それぞれ贈与を受けた場合、その年の合計額は150万円となりますので、基礎控除額の110万円を控除した後の40万円に贈与税が課されます。

3. 複数の人に対して贈与した場合

基礎控除額の110万円は贈与を受けた人ごとに判定します。なので、**一人の人が複数の人に対して贈与しても、贈与を受けた人が、110万円を超えていなければ、贈与税の課税対象とはなりません**。なので、例えば資産家の方が孫10人に100万円ずつ毎年贈与しても、贈与税は課税されないのです。

ただし、例えば、贈与する側が通帳を持っていたり、一括で贈与するのを単純に複数年に分けていたりすると贈与税が課される場合がありますので注意が必要です。

要するに…

贈与税の基礎控除額は年間110万円ですが、これは**贈与を受ける人の1年間の合計額**となります。贈与する側が贈与税の課税範囲内ということで、110万円以下の贈与をした場合でも、受ける側が他の人から贈与を受けていると、結果的に合算して贈与税が課税されますので、注意が必要です。